第 2954 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 1月31日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 資本金ゼロでも会社設立OK!?

Q：会社法が施行されたら、資本金なしで会社設立できるそうですが、本当にゼロでも会社が設立できるのですか？

A：ゼロ円でも会社設立できることが明らかにされました。

【解説】

債権者保護の観点から、最低資本金制度の撤廃を危惧する声もありましたが、法務省では、設立時の出資金の大小よりも現在の財産状況や会社に適切に財産が留保されることの方が重要として、最低資本金制度を撤廃することとしました。資本金の額については、計算省令案によりますと、「払込み又は給付を受けた額」から「発起人の報酬や認証手数料、登録免許税等の設立時の経費を引いた金額」とされ、この金額がゼロ未満、つまりマイナスになる場合はゼロにするとしています。

すなわち、認証手数料(定款の認証を受けるのに公証人に支払う手数料ですが5万円かかります)や、登録免許税(最低15万円かかります)が、払込みや給付額より多い会社(つまりこれらが20万円を超えていない会社)については、資本金がゼロになり、資本金ゼロでも会社設立はできるということになります。

なお、この規定は、合名会社や合資会社、新設される合同会社についても適用されますので、これらの会社についても、同様に資本金ゼロで会社設立ができるようになります。

設備資金など多額の資金を必要としない自宅での開業やコンサルタントなどにとってはありがたい規定かもしれません。